経済産業省 資源エネルギー庁 令和7年度

水力発電導入加速化事業費(水力発電の事業初期段階における支援事業(初期調査等支援事業) のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業 <②地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業>

公募期間·事業期間

▶ 公募期間 令和7年4月7日(月) ~ 令和7年9月24日(水)

1次締切:令和7年5月13日 2次締切:令和7年6月17日 3次締切:令和7年9月24日

▶ 事業期間 交 付 決 定 日 ~ 令和8年2月27日(金)

※電子申請(Jグランツ)により公募します。(やむを得ない事情がある場合、電子メールでの申請を受付けます。)

補助対象事業

地方公共団体が行う地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式による P F I 事業に係る発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係るものを補助します。

対象事業:新設及びリプレイスする水力発電所

発電出力: 20kW以上30,000kW未満であること

補助対象事業者

地域における中小水力発電の有望地点を調査し、開発若しくはコンセッション方式による P F I 事業に係る発電事業者を公募する

·地方公共団体

補助対象経費

地域の水力発電有望地点の調査・設計等(※)の実施のために直接要する経費及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式による P F I 事業に係る運営を行う発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費および 1 0 0 m以上の調査に必要な作業道整備のための経費

(※)地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

補助率

補助対象経費に対して定額(10/10)

ただし、原則として、発電所 1 地点当たりの調査費に対する補助金の上限額は、2,000万円/年とします。なお、作業道整備費については、調査費とは別に、発電所 1 地点当たりの上限額を、2,000万円(ただし、補助対象期間は2ヵ年のみとし、15万円/10m(消費税は含まない)に距離(10m未満切り捨て)と補助率をかけた額を上限)とします。

ご案内

★中小水力発電の開発・運営に関する手引きや優良事例集が資源エネルギー庁で公表されています。プロジェクトの 企画立案等にご活用ください。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saiene/data.html)

★1,000kW程度未満の小水力発電機器を対象に、発電事業者、機器製作者ともに合理的な購入仕様を示しイニシャルコストの低減に資することを目的とした購入仕様標準を作成しました。小水力発電の導入検討や見積書を作成する際にご活用ください。

(https://www.nef.or.jp/info/syoseki.html)

★水力発電の開発にあたってご不明な点等ございましたら、水力開発相談窓口をご活用ください。 (https://suiryokuhojo.nef.or.jp/other/20220523 info.html)

詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。 https://suiryokuhojo.nef.or.jp/

問い合わせ先:

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部 TEL: 03-6810-0371 FAX: 03-6810-0368

